# 那霸市公報

## 号外第734号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

# <u></u> 目 次

## ◇条 例◇

○那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)・・・・・・ 4798
○那覇市職員定数条例の一部を改正する条例(企画調整課)・・・・・・・・・ 4805
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(法制契約課) 4806
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例(保護管理課)・・・・・・・ 4807
○那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例(建築指導課)・・・・・・ 4810
○那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例 (こども政策課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

条 例

那覇市条例第52号

平成30年10月1日

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

#### 那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

#### 改正前 改正後

#### (占用料の額及び計算の方法)

る。ただし、別表によることができない ものについては、別表に準じてその都度 市長が定める。

#### 2 [略]

- 3 占用者から徴収する占用料の算定は、次 3 占用料の総額が100円未満であるとき の各号による。
  - (1) 占用料の額が年額で定められてい る占用物件に係る占用期間が1年未満 であるとき、又はその期間に1年未満の 端数があるときは月割をもって計算す る。この場合において、1月未満の端数 があるときは1月として計算する。
  - (2) 占用料の額が月額で定められてい る占用物件に係る占用期間が1月未満 であるとき、又はその期間に端数があ るときはこれを1月として計算する。た だし、占用期間が15日未満であるとき は1月の占用料の2分の1として計算す る。
  - (3) 占用者から徴収する占用料の算定 の基礎となる占用の面積で1平方メー トル未満のもの又は1平方メートル未 満の端数は1平方メートルに、占用の長 さで1メートル未満のもの又は1メート ル未満の端数は1メートルに、それぞれ 切り上げるものとする。
  - (4) 占用料の総額が100円未満であると きは、100円に切り上げるものとする。

(占用料の額)

- 第2条 占用料の額は、別表のとおりとす | 第2条 占用料の額は、別表に定める額(消 費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規 定により非課税とされるものを除くもの <u>にあっては、同法に規定する消費税及び</u> 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定 する地方消費税の額に相当する額を加え た額)とする。ただし、別表によることが できないものについては、別表に準じて その都度市長が定める。
  - 2 「略]
  - は、100円に切り上げるものとする。

[別表	別記	[別表	別記〕

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。
- 5 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

#### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

#### (経過措置)

- 2 施行日の前日までに、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け、又は法第35条の規定による協議(以下「協議」という。)の成立により存する占用物件に係る占用料については、施行日以後の期間にあっては改正後の那覇市道路占用料徴収条例の規定を適用し、施行日前の期間にあってはなお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に許可を受け、又は協議の成立により存する占用物件(施行日において許可又は協議に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。)について、改正後の別表の規定により算定した占用料の額が改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、平成31年度に限り、当該既存占用物件に係る占用料の額は、改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額とする。
- 4 改正後の別表の規定にかかわらず、既存占用物件のうち那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成26年那覇市条例第60号)付則第3項の規定の適用を受けているものについては、なお同項の規定によるものとする。

## [改正前 別記]

#### 別表(第2条関係)

#### 道路占用料金表

·—· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	占用物件		占用料(円)
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	<u>1, 400</u>
第1項第1	第2種電柱		<u>2, 100</u>
号に掲げ	第3種電柱		2,800
る工作物	第1種電話柱		1, 200
	第2種電話柱		<u>1, 900</u>

1	Men and There (	1	
	第3種電話柱		2,700
	その他の柱類		<u>120</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	12
	<u>地下電線その他地下に設ける線類</u>	つき1年	7
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 200</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>730</u>
		ートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆	1個につき1年	<u>2, 400</u>
	電話所		
	郵便差出箱		<u>1, 000</u>
	[略]		
	その他のもの	占用面積1平方メ	2, 400
		ートルにつき1年	
法第32条	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	51
第1項第2	外径が0.07メートル以上0.1メートル未	つき1年	73
号に掲げ	満のもの		_
る物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未		110
	満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未		150
	満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満		220
	のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満		290
	のもの		
			510
	のもの		910
	^ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		730
	150		100
	外径が1メートル以上のもの		1,500
注第39条 <del></del>	第1項第3号及び第4号に掲げる施設	  占用面積1平方メ	2, 400
	地下街及び地下階数が1のもの	ートルにつき1年	Aに0.004を乗
第1項第5	I	10010 0017	NC <u>0.004</u> を来    じて得た額
号に掲げ			Aに <u>0.007</u> を乗
る施設	Pa 秋 パー2゚ップ ti º プ		AC- <u>0.007</u> を来   じて得た額
つ肥政			Aに0.008を乗
			Aに <u>0.000</u> を来   じて得た額
	したに辿けて済敗		
	上空に設ける通路地下に設ける通路		9, 300
	地下に設ける通路		5, 600
沙 <b>学 20 夕</b>	その他のもの 映り 時的に到けてま	「四夕一	2, 400
	祭礼、 <u>縁日等</u> に際し、一時的に設けるも	[略] 	
第1項第6			
号に掲げ			
る施設			

政令第7	[略]				
条第1号	標識		1本につき1年		1,900
に掲げる	旗ざお	祭礼、 <u>縁日等</u> に際し、	[略]		
物件		一時的に設けるもの			
		[略]			
	幕(政令第7条第4	祭礼、 <u>縁日等</u> に際し、	[略]		
	号に掲げる工事	一時的に設けるもの			
	用施設であるも	[略]	•		
	のを除く。)				
	アーチ	[略]	1基につき1月	[略]	
		その他のもの			9,300
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号		占用面積1平方メ	[略]		
に掲げる工事用材料		ートルにつき1月			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号				<u>240</u>	
に掲げる加	色設				

## 備考

- 1 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものに係るこの表の適用については、同表の占用料の欄中「190」とあるのは「175」とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 4 政令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。

<u>5~7</u> [略]

[改正後 別記] 別表(第2条関係)

道路占用料金表

	占用物件	単位	占用料(円)
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,600</u>
第1項第1	第2種電柱		<u>2, 400</u>
号に掲げ	第3種電柱		<u>3, 300</u>
る工作物	第1種電話柱		<u>1, 400</u>
	第2種電話柱		<u>2, 300</u>
	第3種電話柱		<u>3, 100</u>
	その他の柱類		<u>140</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに	<u>14</u>
	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	<u>8</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 400</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	<u>850</u>
		ートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆	1個につき1年	<u>2, 800</u>
	電話所		
	郵便差出箱 <u>及び信書便差出箱</u>		<u>1, 200</u>
	[略]		

	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1年	2,800
法第32条	外径が0.07メー	 トル未満のもの	長さ1メートルに	59
1		トル以上0.1メートル未		85
号に掲げ		17.50.17		
る物件		 ハ以上0.15メートル未		130
0 1211	満のもの	7000年0.107		130
		<u></u>		170
	満のもの	1770 以上0.27		110
	外径が0.2メート	ル以上0.3メートル未満		250
	のもの			
	外径が0.3メート	ル以上0.4メートル未満		340
	のもの			
		ル以上0.7メートル未満		590
	のもの	. >		
				850
	もの	7 - 9(±1) 1 7 - 7  (III) - 2		
	外径が1メートル	U1 F Φ \$ Φ		1, 700
法第32条额	第1項第3号及び第4		占用面積1平方メ	2,800
	地下街及び地下		ートルにつき1年	Aに0.005を乗
第1項第5		FB 34.7 1 4.7 U 4.7	171 (4 2 4 1	じて得た額
号に掲げ		 階数が2のもの		Aに0.008を乗
る施設		FE 90.10 200		C o o o o o o o o o o o o o o o o o o
S WEEK		 階数が3以上のもの		Aに0.01を乗
		PERSON SONT OF CO.		NC <u>0: 01</u> e 水   じて得た額
		L		9, 700
	地下に設ける通路	•		5, 800
	その他のもの	<u> </u>		2, 800
注 笠 99 冬		<u>也の催し</u> に際し、一時的	「順女 ]	<u> 2, 000</u>
1	宗代、 <u>縁日での</u>  に設けるもの		L W甘 ] 	
   号に掲げ				
る施設	「一一一			
政令第7	「解文			
条第1号			1本につき1年	2, 300
木 男 1 つ   に掲げる		祭礼、縁日その他の催し	[略]	2, 300
物件	(典でか)	宗代、 <u>隊口での他の権し</u> に際し、一時的に設ける	L W甘 ] 	
118911		もの		
		[略]		
	草(耐合第7条第	祭礼、縁日その他の催し	[略]	
		宗礼、 <u>豚口での他の催し</u> に際し、一時的に設ける	 	
	4号に掲りるエ  事用施設である			
	事用地設 じめる ものを除く。)			
		[略]	1世にった1日	[m&]
	アーチ	[略]	1基につき1月	[略]

		その他のもの		9, 700
政令第7条	第2号に掲げる工	作物	占用面積1平方メ	2, 800
政令第7条	第3号に掲げる施	<del></del>	ートルにつき1年	Aに0.034を乗
	<u> </u>	<u> </u>		じて得た額
政令第7条	第4号に掲げる工	事用施設及び同条第5号に	占用面積1平方メ	[略]
掲げる工事	事用材料		ートルにつき1月	
政令第7条	第6号に掲げる仮	設建築物及び同条第7号に		280
掲げる施設	交			
政令第7	トンネルの上又	は高架の道路の路面下(当	占用面積1平方メ	Aに0.013を乗
条 第 8 号	該路面下の地下る	と除く。)に設けるもの	<u>ートルにつき1年</u>	じて得た額
に掲げる	上空に設けるもの	<u>D</u>		Aに0.024を乗
<u>施設</u>				じて得た額
	地下(トンネル	階数が1のもの		<u>Aに0.005を乗</u>
	の上の地下を除			じて得た額
	<u>く。)に設けるも</u>	階数が2のもの		Aに0.008を乗
	<u>O</u>			じて得た額
		階数が3以上のもの		<u>Aに0.01を乗</u>
				じて得た額
	その他のもの			<u>Aに0.034を乗</u>
				じて得た額
政令第7	建築物			<u>Aに0.013を乗</u>
条 第 9 号				じて得た額
	その他のもの			<u>Aに0.009を乗</u>
<u>施設</u>				じて得た額
政令第7	トンネルの上又に	は高架の道路の路面下に設		<u>Aに0.013を乗</u>
条第11号	<u>けるもの</u>			<u>じて得た額</u>
に掲げる	上空に設けるもの	<u>D</u>		<u>Aに0.024を乗</u>
<u>応急仮設</u>				<u>じて得た額</u>
建築物	その他のもの			Aに0.034を乗
				じて得た額
政令第7条	第12号に掲げる署	<u></u>		Aに0.034を乗
				じて得た額

#### 備考

#### 1~3 [略]

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- <u>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</u>
- 6 政令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- <u>8</u> 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であると き、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。

この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であると き、又はその期間に端数があるときは、これを1月として計算するものとする。ただ し、占用の期間が15日未満であるときは、1月の占用料の2分の1として計算するもの <u>とする。</u>

那覇市条例第53号

平成30年10月1日

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりと	第2条 [略]
する。	
(1) [略]	(1) [略]
(2) 市長の事務部局の職員 1,548人	(2) 市長の事務部局の職員 1,676人
(3)~(5) [略]	(3)~(5) [略]
(6) 教育委員会の所管に属する教育機	(6) 教育委員会の所管に属する教育機
関の職員 <u>440人</u>	関の職員 <u>259人</u>
(7)~(8) [略]	(7)~(8) [略]
(9) 計 <u>2,719人</u>	(9) 計 <u>2,666人</u>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 那覇市条例第54号

平成30年10月1日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]

備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### [改正前 別記]

#### 別表(第2条関係)

附属機関の属	附属機関の名称	担任する事務
する執行機関		
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
[略]		

## [改正後 別記]

#### 別表(第2条関係)

20 (2002)010		
附属機関の属	附属機関の名称	担任する事務
する執行機関		
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市公契約条例検討審議会	公契約に関する条例についての検
		討に関すること。
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
[略]		

## 那覇市条例第55号

平成30年10月1日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

## 那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後
[別表第1 別記]
[別表第2 別記]
[別表第3 別記]

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### [改正前 別記]

別表第1(第8条の3関係)

号	事務
(1)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保
	護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるも
	$\mathcal{O}$
(2)~	~ (4) [略]

## [改正後 別記]

#### 別表第1(第8条の3関係)

号	事務
	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進
	<u>学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務で
	あって規則で定めるもの
(2)~	~ (4) 「略]

#### [改正前 別記]

#### 別表第2(第8条の3関係)

~~~	(Na - Na hin	
号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164	次に掲げる情報であって規則で定めるもの
	号)による小児慢性特定疾病医療	ア〜エ [略]
	費又は療育の給付の支給に関する	才 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25
	事務であって規則で定めるもの	年法律第144号)による保護の実施又は就
		労自立給付金の支給に関する情報をい
		う。以下同じ。)
		カ~ケ [略]
		コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する
		外国人に対する保護の実施又は就労自立

		給付金の支給に関する情報をいう。以下
		同じ。)
$(2) \sim$	(8) [略]	
(9)	生活保護法による保護の決定及び	[略]
	実施、就労自立給付金の支給、保	
	護に要する費用の返還又は徴収金	
	の徴収に関する事務であって規則	
	で定めるもの	
(10) ~	- (39) [略]	
(40)	生活に困窮する外国人に対する保	[略]
	護の決定及び実施、就労自立給付	
	金の支給、保護に要する費用の返	
	還又は徴収金の徴収に関する事務	
	であって規則で定めるもの	
(41) ~	- (43) [略]	

## [改正後 別記]

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	[略]
		ア〜エ [略]
		才 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25
		年法律第144号)による保護の実施又は就
		労自立給付金 <u>若しくは進学準備給付金</u> の
		支給に関する情報をいう。以下同じ。)
		カ~ケ [略]
		コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する
		外国人に対する保護の実施又は就労自立
		給付金 <u>若しくは進学準備給付金</u> の支給に
		関する情報をいう。以下同じ。)
$(2)\sim$	(8) [略]	
(9)	生活保護法による保護の決定及び	[略]
	実施、就労自立給付金若しくは進学	
	準備給付金の支給、保護に要する費	
	用の返還又は徴収金の徴収に関す	
	る事務であって規則で定めるもの	
(10)~	- (39) [略]	
(40)	生活に困窮する外国人に対する保	[略]
	護の決定及び実施、就労自立給付金	
	若しくは進学準備給付金の支給、保	
	護に要する費用の返還又は徴収金	
	の徴収に関する事務であって規則	
	で定めるもの	

(41)~(43) [略]

#### [改正前 別記]

#### 別表第3(第9条の4関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	[略]	生活保護法による保護の決定及	[略]	
		び実施、就労自立給付金の支給、		
		保護に要する費用の返還又は徴		
		収金の徴収に関する事務であっ		
		て規則で定めるもの		
(2)	[略]	生活に困窮する外国人に対する	[略]	
		保護の決定及び実施、就労自立給		
		付金の支給、保護に要する費用の		
		返還又は徴収金の徴収に関する		
		事務であって規則で定めるもの		
(3)	[略]			

#### [改正後 別記]

#### 別表第3(第9条の4関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)	[略]	生活保護法による保護の決定及	[略]	
		び実施、就労自立給付金若しくは		
		進学準備給付金の支給、保護に要		
		する費用の返還又は徴収金の徴		
		収に関する事務であって規則で		
		定めるもの		
(2)	[略]	生活に困窮する外国人に対する	[略]	
		保護の決定及び実施、就労自立給		
		付金 <u>若しくは進学準備給付金</u> の		
		支給、保護に要する費用の返還又		
		は徴収金の徴収に関する事務で		
		あって規則で定めるもの		
(3)	[略]			

那覇市条例第56号

平成30年10月1日

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

#### 那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正 する。

改正前	改正後	
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]	

#### 備考

- 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

#### [改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1~2	[略]	
3	法 <u>第43条第1項ただし書</u> の規定に基づく建築物の敷地と道路との関	[略]
	係の建築の許可の申請に対する審査	
$4\sim7$	[略]	
<u>8</u>	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項た	[略]
	だし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項た	
	だし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書 <u>又は第</u>	
	12項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項にお	
	いて準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築	
	等の許可の申請に対する審査	
9	法第51条ただし書( <u>同法</u> 第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2	[略]
	項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の	
	敷地の位置の許可の申請に対する審査	
<u>10</u>	[略]	
<u>11</u>	法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定又は壁面の位置の制限	[略]
	がある場合の建築物の <u>建ペい率</u> に関する特例の許可の申請に対す	
	る審査	
<u>12</u>	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制	[略]
	限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	
<u>13~</u>	16 [略]	
<u>17</u>	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物	[略]
	の容積率、 <u>建ペい率</u> 、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可	
	の申請に対する審査	

18~	19 [略]	
<u>20</u>	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域におけ	[略]
	る建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ペい率又	
	は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外	
	に係る認定の申請に対する審査	
21~	<u>25</u> [略]	
<u>26</u>	法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物	[略]
	の <u>建ぺい率</u> に関する特例の認定の申請に対する審査	
<u>27∼</u>	36 [略]	
<u>37</u>	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市	
	計画に基づく建築物の容積率、建ペい率、外壁の後退距離又は高さ	
	に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
38	[略]	

## [改正後 別記]

## 別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額			
1~2	[略]				
3	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係	2万7,000円			
	の建築の認定の申請に対する審査				
4	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係	[略]			
	の建築の許可の申請に対する審査				
<u>5∼8</u>	[略]				
9	法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項た	[略]			
	だし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項た				
	だし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書 <u>、第12</u>				
	<u>項ただし書又は第13項ただし書</u> (法第87条第2項若しくは第3項又は				
	第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地				
	域における建築等の許可の申請に対する審査				
<u>10</u>	法第51条ただし書( <u>法</u> 第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項	[略]			
	において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷				
	地の位置の許可の申請に対する審査				
<u>11</u>	[略]				
<u>12</u>	法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定又は壁面の位置の制限	[略]			
	がある場合の建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可の申請に対する				
	審査				
<u>13</u>	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限	[略]			
	の適用除外に係る許可の申請に対する審査				
14~	<u>14~17</u> [略]				
18	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物	[略]			
	の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の				
	申請に対する審査				
19~	20 [略]				

<u>21</u>	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域におけ	[略]
	る建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔵率又は	
	同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に	
	係る認定の申請に対する審査	
22~2	26 [略]	
<u>27</u>	法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物	[略]
	の <u>建蔽率</u> に関する特例の認定の申請に対する審査	
<u>28~37</u> [略]		
<u>38</u>	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市	[略]
	計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに	
	関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
39	[略]	

第2条 那覇市建築確認等手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]

#### 備考

- 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

#### [改正前 別記]

## 別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
[1~29 [略]		
<u>30</u>	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団地内の建	[略]
	築物に関する特例の認定の申請に対する審査	
31~39 [略]		

## [改正後 別記]

#### 別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
[1∼29 [略]		
<u>30</u>	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に	<u>16万円</u>
	対する審査	
<u>31</u>	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなされる一団地内の建	[略]
	築物に関する特例の認定の申請に対する審査	
<u>32~40</u> [略]		

第3条 那覇市建築確認等手数料条例の一部を次のように改正する。

改正後

(徴収)

- 第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当 該各号に定める名称の手数料を納付しな ければならない。
  - (1) 法第6条第1項(法第87条第1項、法<u>第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項、法<u>第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知に対する審査を受けようとする者確認手数料
  - (2) 法第7条第1項(法<u>第87条の2</u>又は法 第88条第1項若しくは第2項において準 用する場合を含む。)に規定する完了検 査の申請又は法第18条第16項(法<u>第87</u> <u>条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2 項において準用する場合を含む。)に規 定する完了の通知に対する審査を受け ようとする者 完了検査手数料
  - (3) 法第7条の3第1項(法<u>第87条の2</u>又は 法第88条第1項において準用する場合 を含む。)に規定する中間検査の申請又 は法第18条第19項(法<u>第87条の2</u>又は法 第88条第1項において準用する場合を 含む。)に規定する特定工程に係る工事 終了の通知に対する審査を受けようと する者 中間検査手数料

2~3 「略]

[別表第4 別記]

(徴収)

第2条 [略]

- (1) 法第6条第1項(法第87条第1項、法<u>第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項、法<u>第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知に対する審査を受けようとする者確認手数料
- (2) 法第7条第1項(法<u>第87条の4</u>又は法 第88条第1項若しくは第2項において準 用する場合を含む。)に規定する完了検 査の申請又は法第18条第16項(法<u>第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2 項において準用する場合を含む。)に規 定する完了の通知に対する審査を受け ようとする者 完了検査手数料
- (3) 法第7条の3第1項(法<u>第87条の4</u>又は 法第88条第1項において準用する場合 を含む。)に規定する中間検査の申請又 は法第18条第19項(法<u>第87条の4</u>又は法 第88条第1項において準用する場合を 含む。)に規定する特定工程に係る工事 終了の通知に対する審査を受けようと する者 中間検査手数料

2~3 「略]

「別表第4 別記]

#### 備考

- 1 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

## 別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若	[略]
	しくは第2号(それぞれ法 <u>第87条の2又は法</u> 第88条第1項若しくは第2	
	項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の	
	申請に対する審査	
2~9	[略]	
<u>10</u>	法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項	[略]
	において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷	
	地の位置の許可の申請に対する審査	
<u>11</u>	[略]	
<u>12</u>	法第53条第4項の規定に基づく壁面線の指定又は壁面の位置の制限	[略]
	がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する	
	審査	
<u>13</u>	法 <u>第53条第5項第3号</u> の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限	[略]
	の適用除外に係る許可の申請に対する審査	
<u>14~39</u> [略]		
<u>40</u>	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上	[略]
	の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画の認	
	定又は同条第3項の規定に基づく当該認定を受けた全体計画の変更	
	の認定の申請に対する審査	

## [改正後 別記]

## 別表第4(第6条関係)

148 247		
号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若し	[略]
	くは第2号(それぞれ法 <u>第87条の4又は</u> 第88条第1項若しくは第2項に	
	おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請	
	に対する審査	
2~9	[略]	
10	法第48条第16項第1号(法第88条第2項において準用する場合を含	<u>10万円</u>
	む。)の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対す	
	る審査	
<u>11</u>	法第48条第16項第2号(法第88条第2項において準用する場合を含	<u>14万円</u>
	む。)の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対す	
	る審査	
<u>12</u>	法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項	[略]
	において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷	
	地の位置の許可の申請に対する審査	
<u>13</u>	[略]	
<u>14</u>	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく壁面線の指定又は壁面の	[略]
	位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申	
	請に対する審査	

<u>15</u>	法 <u>第53条第6項第3号</u> の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限	[略]
	の適用除外に係る許可の申請に対する審査	
16~	41 [略]	
<u>42</u>	法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上	[略]
	の工事に分けて <u>増築等を含む</u> 工事を行う場合の当該2以上の工事の	
	全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく当該認定を受けた全	
	体計画の変更の認定の申請に対する審査	
<u>43</u>	法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上	2万7,000円
	の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工	
	事の全体計画の認定又は同条第2項の規定により準用する法第86条	
	の8第3項の規定に基づく当該認定を受けた全体計画の変更の認定	
	の申請に対する審査	
44	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的	12万円
	に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	
<u>45</u>	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的	16万円
	に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	

#### 付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成31年1月1日
- (3) 第3条の規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条 本文の政令で定める日

那覇市条例第57号

平成30年10月1日

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那 覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれ	3 [略]
かに該当する者であって、都道府県知事	
が行う研修を修了したものでなければな	
らない。	
[略]	(1)~(3) [略]
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、	(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第14
小学校、中学校、高等学校又は中等教	7号)第4条に規定する免許状を有する
<u>育学校の教諭となる資格を有する者</u>	<u>者</u>
(5)~(9) [略]	(5)~(9) [略]
	(10) 5年以上放課後児童健全育成事業
	に従事した者であって、市長が適当と
, - [mb]	<u>認めたもの</u>
4~5 [略]	4~5

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2018 (平成30) 年10月1日